

## 網走市大空町定住自立圏共生ビジョン(素案)に対するパブリックコメントの実施結果

実施期間：平成23年8月1日～平成23年8月31日

意見提出者：1人（1件）

ご意見等	網走市の考え方
<p><b>【社会教育施設相互利用事業について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットの蔵書検索システムを運用しても、大空町民が網走市の図書館から図書等を借りることができなければ意味がないと思います。</li> <li>大空町の図書館では網走市民も利用者登録をすることができますが、(数年前の話になりますが、) 網走市の図書館では市民以外は利用者登録ができなかったと記憶しています。</li> <li>大空町民も網走市の図書館に利用者登録ができて、図書等を借りることができるようにしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>網走市外の方が網走市立図書館から図書等の貸出を受ける方法は、2通りあります。</li> <li>1つは、全国の図書館同士による「相互貸借制度」があり、インターネットによる蔵書検索システム（平成20年12月運用開始）を活用し、地元図書館に申込みをすることにより、網走市立図書館に利用登録をしなくても地元図書館を經由して図書等の貸出を受けることができます。</li> <li>2つ目は、網走市立図書館に利用者登録をして、直接貸出を受ける方法です。以前、網走市立図書館の利用者登録ができる方は網走市民のほか、広域利用の協定を結んでいる地域（斜里町、小清水町、清里町、常呂町）の方に限られていましたが、図書館の広域利用を促進する観点から、網走市では5年ほど前から協定地域に限定せず、大空町をはじめとするオホーツク管内の住民の方が、貸出規則を遵守することを条件に利用者登録ができるようになり、図書等の貸出を受けることができます。</li> </ul>